

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、株主をはじめとした利害関係者に対し、公正でわかりやすい経営を実現することを最優先にしております。
そのためには、「役割と責任の明確化によるスピーディーな意思決定」、「客観的なチェック機能の強化」及び「迅速かつ正確な幅広い情報開示」が重要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	2,838,031	3.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,807,000	3.58
株式会社三井住友銀行	2,686,122	3.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,387,000	3.05
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,984,000	2.53
日本土地建物株式会社	1,846,000	2.36
明治安田生命保険相互会社	1,800,599	2.30
岩崎電気協会持株会	1,560,600	1.99
アイランプ社員持株会	1,382,455	1.76
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人シティバンク銀行株式会社)	1,293,000	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	なし
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高須利治	他の会社の出身者								△			
広村俊悟	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高須利治	○	同氏は旧関東自動車工業株式会社(現トヨタ自動車東日本株式会社)の役員を務めた経験があり、一昨年まで同社の非常勤顧問を務めておりましたが、現在は退任しております。当該社と当社の間には僅少ではありますが、年間963万円(平成27年3月期)の取引が存在しています。当該社は当社の独立性基準において、主要な取引先には該当しません。	当社は同氏を製造業の経営者としての経験と幅広い見識をもって当社の経営およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献できる人物と考え、3年前より社外取締役として選任しています。また、当社は同氏が経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、また、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしており、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しています。
広村俊悟	○	同氏は平成22年6月までトッパン・フォームズ株式会社の役員を務めた経験があり、現在では同社の顧問を務めております。当該社と当社の間には僅少ではありますが、年間122万円(平成27年3月期)の取引が存在しています。当該社は当社の独立性基準において、主要な取引先には該当しません。	当社は同氏を企業経営や経営戦略などに関する経験と豊富な見識を有する人物と考え、また、当社の株主価値向上に資する助言を期待し、この度、社外取締役として選任する予定です。当社は同氏が経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、また、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしており、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の業績は担当職務が各様であり、これを統一的基準で評価することは容易ではないが、今後の課題として検討しているところです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役に対する報酬 135百万円
使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、支給していないため含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・役員の報酬等の決定に関する方針
株主総会決定額の範囲内で職位別に、役員総報酬基準により取締役分については取締役会が、監査役分については監査役会が決めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

情報収集に必要なネット環境の整備や必要に応じ経営管理部、内部監査室、総務部と連携し、会議内容の事前情報伝達と情報の収集又は提供等のサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・業務執行、監査・監督の方法についての概要

TMC、本部長会議は毎週始めに開催し、取締役会は年8回開催。
TMC、取締役会は、当社における業務執行意思決定機関に位置づけられており、役割については、職務権限規程、TMC規程、取締役会規程に準拠しております。
また、本部長会議では、経営の基本方針に基づいて業務に関する研究、調査、審議を行い、業務総合的運営を図るとともに、連絡、調整、情報の共有化を行っております。

・業務執行、監督機能を強化するプロセス

社外取締役並びに社外監査役の選任 他社での経営経験を生かし、当社の経営体制の監査・監督を行っております。
独立役員の指定 社外取締役2名と社外監査役1名を東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にして独立役員に指定しております。

・監査基準に関する要件

「内部監査規程」で次の項目を定めております。

「1. 目的」「2. 適用範囲」「3. 監査の対象」「4. 規程の主管部署」「5. 監査担当部署及び担当者」「6. 監査担当者の権限」「7. 監査担当者の遵守事項」「8. 会社の監査役及び会計監査人との関係」「9. 基準(9-1)監査計画の立案、(9-2)業務監査の実施、(9-3)内部統制監査の実施、(9-4)監査結果の報告と処置」「10. 付則」

・監査の状況

(監査の組織・人員及び手続き等)

内部監査室は、社長直属の部署として独立し、内部監査室長のもとに、4名の監査担当者が配属されております。なお、監査実施にあたって、業務上特に必要があるときは、別に指名されたものを加えて実施しております。
内部通常監査は、期初に作成した「監査計画書」に基づき、被監査部署に監査実施の事前通知をした後に実施しております。

特別監査が必要な場合は「監査計画書」に予定されていない部署への監査を実施しております。

監査後は、監査結果を社長に報告し、関係役員にも回覧しております。

監査結果に基づく「監査結果処置報告書」を被監査部署に送付し、指摘事項の改善策の報告を求めています。

(公認会計士の氏名等)

指定有限責任社員・業務執行社員 河野明 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 植村文雄 新日本有限責任監査法人

公認会計士11名 その他7名

(注)その他は、公認会計士試験合格者等です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

会社法第2条第15号に基づく社外取締役を選任し、その社外取締役が取締役会等において、客観的な立場から経営判断を行うことにより、経営の監督機能の強化を図っております。また、社外監査役を含む4名の監査役が、取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に対し違反がないか調査し、是正及び改善を行っており、十分に監査機能を果たしていると考えております。なお、社外取締役2名と社外監査役1名は独立役員として指定しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の1週間前に発送しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報公開の方針」を設け、情報開示の基準・情報開示の手段・沈黙期間の設定を決めています。 情報公開の方針: URL http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/disclosure/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・期末決算期および適宜に証券アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	各四半期決算並びに期末本決算後、証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会を行った場合の決算補足資料や有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、決算短信、事業報告書、並びにアニュアルレポートなど、株主の皆様への投資判断をサポートするための資料を「株主・投資家情報」のサイトに掲載しています。 株主・投資家情報: URL http://www.iwasaki.co.jp/ir/	
IRIに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員: 取締役管理本部長 加藤昌範 IR事務連絡責任者: 広報宣伝室長 大木昌一 IR担当部署: 管理本部広報宣伝室	
その他	不定期にアナリスト・機関投資家向けの工場見学会を開催し、事業責任者とのミーティングを行っています。 個人投資家向けの定期的説明会は開催しておりませんが、ホームページ上に「個人投資家の皆様へ」のサイトを設け当社の歴史、事業内容等を公開、「IR資料」のサイトで財務的な開示情報を公開しています。 個人投資家の皆様へ: URL http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/individual/ IR資料: URL http://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/report/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「クールビズ」「ウォームビズ」活動を毎年実施し、空調温度の適切な管理や電力・ガス・コピー用紙の使用量削減に努めています。最先端の「光技術」を活かした企業活動を通じて、LED照明などの省エネ製品を社会に提供することで、地球温暖化防止に貢献しています。また、埼玉製作所はISO9001・ISO14001認証取得及び彩の国工場の指定を受け、環境保全活動と環境に配慮した商品開発を推進しています。
その他	<女性の活躍の方針・取り組みについて> 当社は、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに取り組んでおります。 女性の取締役は現在おりませんが、性別にかかわらず取締役にふさわしい人材を選任しております。女性管理職は2015年4月現在、8名おります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、平成27年3月23日開催の取締役会において、以下の内容で改定決議しております。

また、この改定は「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が施行されたことにあわせ、実施したものであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会は企業理念及び行動規範を定めるとともに取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を制定します。
- 2) 取締役の業務執行に当たっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、法令及び定款への適合を含め総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
- 3) 取締役は取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、コンプライアンスコミッティーを設置し、使用人の日常業務における法令等への違反が起きないように教育・指導・監視を行い是正案を検討実施します。
- 4) 社外取締役は取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスを行います。
- 5) 監査役は取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に違反していないか調査し、是正及び改善を求めます。
- 6) 独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性と客観性の確保を行います。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書取扱基準等の社内規程に従い、各担当部署に適切な保存及び管理させています。
- 2) 取締役及び監査役は、取締役会議事録及び決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は取締役会及びTMC(経営会議)等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行います。
- 2) リスクマネジメント規程に従い、製品品質・安全・知的財産・環境・労務等に関するリスクならびにコンプライアンスについては所管する責任部署においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る体制を構築しています。その重要なリスクは遅滞なく取締役会に報告します。
- 3) 災害に対しては防災規程に従い、定期的に教育・訓練を行うとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築しています。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務の執行状況を監督しています。
- 2) 取締役会は職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準を制定することで、各職位の責任と権限を定めることにより取締役の適正かつ効率的な職務執行体制を確立しています。
- 3) 取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動の進捗状況について、各担当取締役及び執行役員等による定期報告によって確認・検証し、その対策を立案・実行しています。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスコミッティーは、使用人が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するために、小委員会を組織しコンプライアンスに関する研修を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しています。
- 2) コンプライアンスコミッティーは、問題発生時の調査と対応について、問題の性質により、担当部署に適宜委嘱し監督指導します。使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
- 3) 営業部門においては特に独占禁止法を順守しての職務執行体制を確保するために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として公正取引推進委員会を組織し営業部門へのコンプライアンス意識の醸成、教育、予防、リスク管理を行っています。
- 4) 内部通報制度は、内部通報規程により、使用人に法令違反行為に対する通報を義務付けるとともに通報者の権利を保護し、的確な調査・対応が行われる有効性を確保しています。
- 5) 社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために、検証しています。
- 6) 当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

6. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社はイワサキグループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。

2) 当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社に関する管理基準を明確化し、関係会社全般管理責任者と各会社を管理する直接管理責任者を置き、子会社の一定の重要事項については親会社に対する報告を義務付け、子会社を指導・育成することによりイワサキグループの強化、発展を図ります。また上記規程により子会社の経営に関する重要事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはTMC(経営会議)にて審議することで企業集団における業務の適正を確保することに努めます。

3) 当社は子会社を含む関係会社に取締役及び監査役を派遣することにより、取締役会等の会議体において経営計画や事業計画の策定内容および職務の執行内容について報告を求め、その内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに各執行部の活動の進捗状況について確認・検証することで効率性を確保しています。

4) 一定以上の業務組織規模を有する子会社、株式会社アイ・ライティング・システム、アイグラフィックス株式会社及び株式会社つばイワサキの3社の取締役会においては当社体制に準じてそれぞれ独自に「業務の適正を確保するための体制」について決議しています。

5) 当社のリスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント委員会は関係会社に係るリスクに関わる情報収集を行いリスク発生の際の兆候を洞察し適切に対応します。

6) 当社内部監査室により、定期的に国内関係会社の業務監査を実施し、検証結果を当該社長、監査役に報告すると同時に当社社長、全般・直接管理責任者及び監査役に報告することで業務の適正を確保することに努めます。

7) 反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について決議することとします。

8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

取締役会において監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の報酬または人事異動等について監査役会の意見を尊重し決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

9. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、専ら監査役の指揮命令に従います。当社は、内部規程において、監査役の職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を定めています。

10. 次に掲げる体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制
- イ) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ロ) 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 取締役会議事録、TMC(経営会議)議事録、本部長会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。
- 2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。
- 3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。
- 4) 当社子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく子会社監査役及び当社直接管理責任者に報告するものとし、これを受けた子会社監査役及び当社直接管理責任者は直ちに当社監査役会に報告します。
- 5) 当社内部監査室は当社グループにおける内部監査の実施結果および是正状況について、適宜監査役会に報告します。
- 6) 当社グループの内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

11. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に明記し周知徹底しています。

12. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である総務部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処置します。

13. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っています。
- 2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査計画や監査結果等につき、情報交換及び意見の交換を行っています。
- 3) 監査役は、取締役及び使用人との会合を適宜開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行っています。
- 4) 監査役は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議(取締役会、TMC(経営会議)、本部長会議など)へ出席します。
- 5) 監査役は、定期的にグループ会社監査役連絡会議を開催し、子会社を含む関係会社の監査役、監査役非設置会社の非常勤取締役を兼務した当社取締役及び内部監査室長と、監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

参考資料 「内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」及び「適時開示体制概要書」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、関係を遮断します。

反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

- ・平成19年4月1日に「イワサキグループ コンプライアンスプログラム」を制定し、その中に当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明文化しています。
- ・社内体制の整備状況

- (1) 反社会的勢力の不当要求等に対しては、総務部総務課を窓口として対応しています。
- (2) 日頃より所轄警察署、顧問弁護士との連携を密にし、有事の際にも適切に対処できるよう関係強化を図っています。
- (3) 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等を通じ、平素から反社会的勢力に関する情報の収集および交換に努めています。
- (4) 社員の階層別研修の中で、不当要求に関する啓蒙活動の一環として、不当要求に対する対応マニュアル等のビデオ研修を適宜実施しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

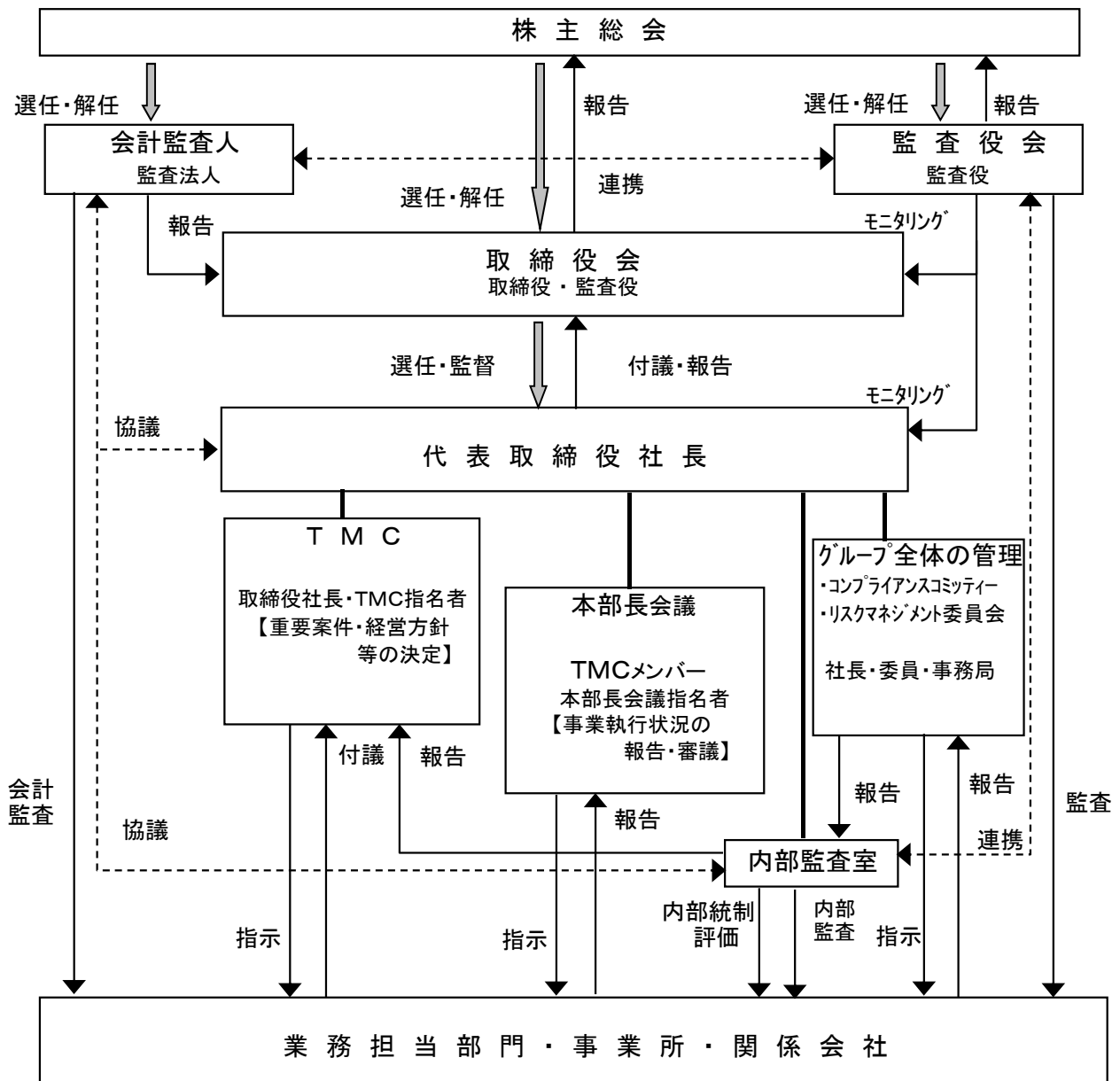
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要経営課題として認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



【適時開示体制概要書】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 会社情報の収集

当社各部及び各グループ会社は情報を随時、当社の管理本部へ報告します。

2. 適時開示判定

報告された情報は、適時開示の要件等を検討し、開示の必要な情報はTMCへ起案します。

取締役会承認…主に決算情報、決定事実(⇔)

TMC承認…主に発生事実(→)

3. 適時開示

取締役会及びTMCで承認された情報は、管理本部より適時開示します。

